明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（**総務**二七六）　一
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**同**二七七）　一
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二五五～二五七、二六〇、二六一）　二
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**二五八）　八
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二五九）　八

〔**官庁報告**〕

国家試験
ＣＢＴによる平成二十七年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　九

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
阪神高速道路株式会社都市計画事業、日本弁護士連合会裁決関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告